

富山県

キャリアアップ奨励金

申請期間

**正社員化・処遇改善実施日の
翌日から起算して2カ月以内!!**

富山県キャリアアップ奨励金は、国のキャリアアップ助成金と一体となって、非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善の取組みを支援する制度です。

国（富山労働局）
キャリアアップ助成金

富山県
キャリアアップ奨励金

例 社会保険適用時処遇改善コース・手当等支給メニューの場合

社会保険適用促進手当の追加支給等の取組み
1人当たり **最大50万円**（3年間合計）



取組みの着手を奨励
1人当たり **10万円**



制度の概要

対象者 中小企業事業主

※富山県内に雇用保険適用事業所を有する中小企業事業主

支給対象 厚生労働省の「キャリアアップ助成金」の各コースに沿って実施する
非正規雇用労働者の正社員化・処遇改善

支給内容 1人当たり **10万円**（支給対象が事業所単位のものは1事業所当たり）

※キャリアアップ助成金の助成額の1/2を上限



制度の詳細は、富山県ホームページで必ずご確認ください。



富山県キャリアアップ奨励金

検索



申請・問い合わせ先

富山県商工労働部多様な人材活躍推進室人材確保推進課

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 TEL：076-444-8897 E-mail：atayonajinzai@pref.toyama.lg.jp

奨励金の 支給対象 支給額

支給対象 厚生労働省の「キャリアアップ助成金」の各コースに沿って実施する
非正規雇用労働者の正社員化・処遇改善

支給額 1人当たり**10万円**（支給対象が事業所単位のもの
1事業所当たり）

※キャリアアップ助成金の助成額の1/2を上限

令和7年度 キャリアアップ助成金			奨励金
主なコース / コース内容			支給額
正社員化	正社員化コース	非正規雇用労働者等を正社員化	1人当たり 80万円
	障害者正社員化コース	障害のある非正規雇用労働者等を正社員化	1人当たり 120万円
処遇改善	賃金規定等改定コース	賃金規定を3%以上4%未満増額改定	1人当たり 4万円
		賃金規定を4%以上5%未満増額改定	1人当たり 5万円
		賃金規定を5%以上6%未満増額改定	1人当たり 6.5万円
		賃金規定を6%以上増額改定	1人当たり 7万円
	賃金規定等共通化コース	賃金規定を正社員と共通化	1事業所当たり 60万円
	賞与・退職金制度導入コース	賞与・退職金制度を導入	1事業所当たり 40万円
	社会保険適用時処遇改善コース	① 手当等支給メニュー 社会保険を適用させる際に、賃金の15%以上分を労働者に追加支給	1人当たり 50万円 (3年間合計)
		② 労働時間延長メニュー 社会保険を適用させ、所定労働時間の延長と賃金を増額	1人当たり 30万円
		③ 併用メニュー ①の取組による助成を受けた後、2年目に②の取組を実施	1人当たり 50万円 (2年間合計)

※キャリアアップ助成金の支給額は、中小企業の場合の最大金額

「キャリアアップ助成金」については、
富山労働局ホームページでご確認ください。

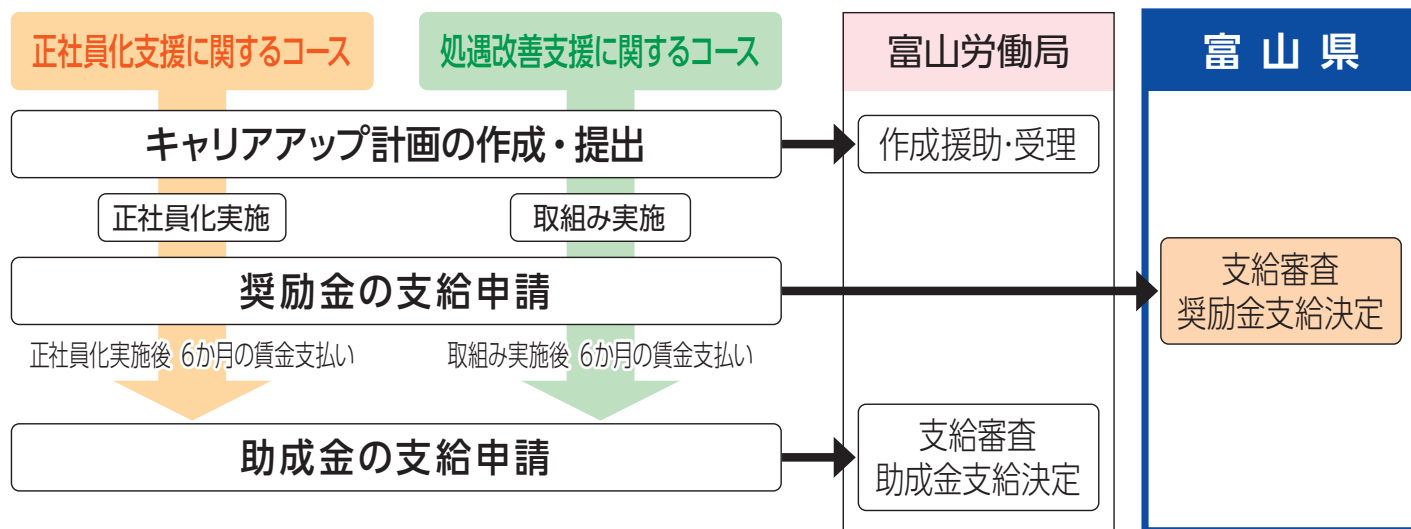
キャリアアップ助成金 富山労働局

検索



手続きの流れ

キャリアアップ助成金及び奨励金の活用にあたっては、各コースの実施日の前日までにキャリアアップ計画の提出（提出先：富山労働局 助成金センター）が必要です。



奨励金の 申請方法

所定の申請書類を「富山県商工労働部多様な人材活躍推進室人材確保推進課」に提出してください。

*予算の範囲内で交付するため、申請期限内に受付を終了する場合があります。